

「令和6年度 世界の架け橋へ！とくしま消費者政策グローバル化推進事業 委託業務」仕様書

1 業務名

令和6年度 世界の架け橋へ！とくしま消費者政策グローバル化推進事業委託業務

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

3 業務の目的、趣旨

社会経済のデジタル化、グローバル化の進展に伴う消費者課題に対応し、自ら考え実践する「次代の消費者リーダー」を育成するため、海外と徳島県内の大学生や高校生等が、食におけるエシカル消費をテーマに、若者目線での議論を展開する「オンライン交流会」を開催する。

4 オンライン交流等の概要

日程 県と協議の上決定

（3回を予定、うち1回はオンラインのみの開催、残る2回は徳島側出席者は一つの会場に参加を基本とする）

場所 県と協議の上決定

5 業務内容

次の業務に関するオンライン交流等の各種手配、機材、会場設営及び運営、撤去、機器操作、投影用資料作成、記録ほか円滑な運営実施に必要な準備及び人員の確保を行う。

また、業務の企画、運営に当たっては、県と十分な協議を行うとともに、関係する他の事業者等と調整の上、業務を実施することとする。

(1) 基本計画の策定及び連絡調整

ア 事業目的に即した委託事業の実施方針及び基本計画の策定

イ 徳島県担当者との定期的な打合せの実施

ウ 徳島県担当者が必要と判断したとき、速やかに来庁して担当者と打合せ等を実施できる体制の確保

(2) 会場設営・運営

ア 会場使用計画（レイアウト）の策定

会場の使用計画（レイアウト）を策定すること。

イ 機材の手配、設営、撤去

音響関係機器、同時通訳関係機器、通信関係機器等の手配、設営、撤去をすること。
会場内に設置するパソコンについては、OSをWindowsとし、Microsoft Office Word、Excel、PowerPointが使用可能なMicrosoft Officeがインストールされているものとする。

機器類の設置に当たっては、あらかじめ所要の接続・動作確認等を行った上で、設営を完了すること。

ウ 機材・機器等のトラブルへの対応体制

備品等の故障に備えるとともに、専門家が速やかに修理できる体制を整えるなど、施設・設備等について、本事業の実施に十分な可用性を確保し、各種機器等については、使用期間中、故障等が発生した場合は、オンライン交流進行に支障が生じないように速やかに代替機を準備するなどバックアップ体制を整備すること。

エ その他必要な機材、備品、事務用品の配備

会場の設備、備品等で利用可能なものは、それを利用すること。ただし、映像関係機器等については、会場の広さや参加者数、会場レイアウト等を十分考慮した上で、その利用の適否を判断すること。

(3) オンライン配信

WEB会議システム（Zoom等）や動画配信サイト（YouTube等）を利用して、オンライン交流会の様子をリアルタイムでオンラインで配信すること。

また、オンライン配信は日英対応とすること。

(4) 参加大学等との連絡調整

当事業参加の海外及び県内の大学、高校等との日程調整を含む各種連絡調整、資料入手等の手配を行うこと。

コーディネーター等の旅行及び宿泊等に関する連絡調整、フライト予約等の手配を行うこと。（オンライン交流出席に必要と認められる旅費及び宿泊費用は委託費に含む。）。コーディネーター等は、2名程度の予定とし、1名は首都圏に在住の者、1名は関西圏に在住の者とする。

また、県の指示に基づいて、コーディネーター等に県の規定に準じて謝金（委託費に含む。）の支払を行うこと。

(5) 翻訳（日英若しくは現地語）

内 容 「100枚×400文字/枚」程度の翻訳を行うこと。

留意事項 当該業務に係る資料全般（消費者行政・消費者教育に係る専門性の高い資料を含む。）、県が海外と連絡をとる際のメール（ネイティブチェック含む。）等を予定。

(6) 通訳の手配（日英若しくは現地語）

オンライン交流における同時通訳の手配

※通訳者のランクはAクラス以上とすること。

(7) 記録

ア 写真及び動画の撮影

記録用としてオンライン交流の写真及び動画を撮影すること。記録動画は日英対応とし、編集等を行うこと。

(ア) 写真の解像度は、300dpi以上とすること。

(イ) 動画の解像度は4K（3840×2160）とすること。

(ウ) 成果品の納品（県の必要に応じ、随時提出を求めることがある。）

形式：写真 J P G形式

動画 XAVC、MP4(50mbps)

方法：HDD、BDに保存し、納品すること。

※成果品は、県において、業務の用に供するため、必要に応じて編集・加工し使用することがある。

イ 報告書

オンライン交流の議事録等を報告書にまとめ提出すること。

(8) その他

ア 感染防止等衛生対策

参加者等が衛生的な環境の下でオンライン交流に参加できるよう、必要な措置を講じること。

イ 独自の提案

本仕様の定めがない内容であっても、本業務の目的にかなうと思われる方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。

6 特記事項

- (1) 実施内容等は、委託者と十分協議しながら進めることとするが、委託者及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者の責任により取り止め等の対応を行うものとする。
- (2) 委託者の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (3) 本事業を行う上で、必要となる物品や各種業務については、徳島県内の事業者から優先調達するよう努めること。
- (4) 参加者等との調整により、想定されている日程等が変更する可能性があるため、柔軟に対応できる体制を整備すること。
- (5) 当該業務内容の変更等に伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて協議の上、対応すること。
- (6) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者とその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (7) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ること無く第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用しないこと。委託期間の終了または解除された後についても同様とする。
- (8) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (9) 業務計画書に記載した事項を変更する必要があると判断したときは、委託者に対してその旨の届出を行い、委託者の指示に従わなければならない。
- (10) 仕様書に無い項目で疑義が生じた場合、その都度委託者と協議を行うこと。
- (11) 本業務を実施する上で、必要な資料、画像、映像等について、委託者から受託者に提供するものとする。受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。
- (12) 本事業の完了時において、受託者から提出された実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を用意すること。なお、当該証拠書類については、令和12年3月31日まで保存すること。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合がある。
- (13) 提案された内容はすべてにおいて実施することを確約するものではなく、内容等について双方で調整の上実施することとする。また、新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、事業内容の見直しを図る場合があり、その際は県と受託者で協議を行いながら、随時調整する。